

平成 2 9 年 1 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 29 年 1 月 26 日 (木曜日)

平成29年1月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成29年1月26日(木曜日) 午前9時30分～午前10時50分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(18人)

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	7番	半 田 太 志
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 己
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	15番	持 留 志 保 子
〃	16番	松 山 正 広
〃	17番	富 田 良 成
〃	18番	竹 之 内 勝 男
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局主幹 戸島 和則
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第96号 非農地証明願いに係る証明について(継続審議分)

議案第98号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第99号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第100号 非農地証明願いに係る証明について

議案第101号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 29 年 1 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 18 名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、10 番の愛甲委員と 11 番の田中委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 96 号 継続審議分の非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。
事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2 ページをお開きください。
継続審議分の非農地証明願い、先ほど出席委員で現地調査をいただいた案件でござい
ます。資料は 3 ページと 5 ページでございますが、12 月定例会で説明しておりますの
で、省略させていただきます。よろしくお願ひします。

議長： まず、議案第 96 号 3 ページの受付番号 3 番についてですが、担当委員の現地調査
の報告については、12 月定例会で報告されております。本日の出席委員で現地調査を
しておりますので、省略いたします。

議長： これより、審議に入ります。先ほどの現地調査を踏まえて、ご意見等ありませんか。

議長： 皆さん、現地でそれぞれ意見交換等をしていただいき、それぞれ見方はあるかと思
いますが、本人の今後の希望と言いますか、今許可した方がいいのか、それとも現状のま
ま据え置きといて、売買が成立とかあった場合にその時点で申請をされた方がいいのか、
いろいろ考えがあろうかと思いますが、どうでしょうか。

14 番： はい、いいですか。

議長： 武田委員。

14 番： 現場で話しをしたとおり、事務局でもまた、申請者に対して、いろいろ不足があつた
らそれら説明をして、そこを再確認して、どっちがいいですよ、税金関係もあるだろう
し、その辺りを一応指導して、会長が言われますように、その時点での申請のやり方も
あります。など、今回の場合は、否決にした方がいいのではと思うのですが。周りの状
況を見ても、どうしても周辺がそのような傾向にあるというのであれば、それで、良い
と思うのですが、現に、畑を作られている方もいらっしゃいますし、そのあたりを考慮
した時に、一概に農用地が外れているから認めるという感覚でいるより、その方が良い
という考えですが。

議長： 他にございませんか。

5 番： はい。

議 長： 田淵委員。

5 番： 5番、田淵ですが、周りの状況からすれば、住宅が建築されてますし、この一角については農業振興地域からも外れていること考えれば、非農地として考えられないことはないと思いますけれど、今、武田委員が言われましたとおり、税金が上がるということで、慌てて申請をされたとも考えられます。しかし、現在、非農地証明が提出されていれば、これが出来るのか出来ないのか、イエスかノーか判断しなければいけないと思います。それも、説明をしながら、この場では非農地証明について、イエスかノーかの判断を出しておいた方がいいのではないですか。

議 長： 今、田淵委員の方では、現時点での申請に対してイエスかノーかの判断は出しておくべきではないか、というような意見でもあります。出したにしても、出すということは農業委員会としての結果を出すわけですから、保留とか継続とかいう審議からは外れると思いますので、その辺りはどうなんでしょうかね。武田委員が言われたように、現時点では保留というような格好で、当事者に説明して、機会があればといいますか、本人の意向をよく聞きながら、今の税金を考えればさほど高くないと考えられるが、今の状態で保留としてた方が委員会としての結果と言いますか、審議の結果について事務局を通じて説明すると、いうどちらかだと考えますが。

14番： 委員会として、一応、助言できることは助言をして、保留の段階で、どうしても本人が非農地証明にこだわれば、その時点で改めて周辺の方とかを考えて、先ほど言いましたが、現に農地としてあるわけですから、そのようなことであれば周りの人にも非農地証明を出しなさい。と結論としてはそのようになってしまう。今のところは、周りの方が全員そういう希望があるかなど、事情を聴く必要がある。

議 長： 今、武田委員から周辺部のことも考えながら、ということですので、担当委員の方でも地域の意見というのでも聞いてもらいたいと思います。

議 長： それでは、採決と言いますか、一応、議案第96号 受付番号3番について、非農地としては引き続き継続審議、保留ということで賛成の方は挙手をお願いします。

17番： 不許可でいいと思います。それで、事務局の方で方法、中間管理機構もありますよとか説明した時点で、本人がどうされるかの意見で、どうしても非農地にしてくれ、いうのであれば認めざるを得ないし、こういうこともありますよ、とあって、では考えてみます。といわれればそれでもいいのでは。今、これを非農地としたら武田委員が言われるように周りのことも考えなければいけないし、難しいところなんです。

14番： 継続審議でいいのではないですか。来月しなければいけないということではなく、もう少し周辺の状況を聞いて、調査できると事があったら調査をして。

5 番： しかし、申請を出した本人は出来るのか出来ないのかと考えられていると思うし、例えば、来月であれば来月決めるということをしなければ、ただ、継続ということでもいいんですか。

事務局： 出された非農地証明については、いろいろ状況判断をしていただいて、現在のところ

許可できないのであれば、不許可でよいと思うのですが。どうなんですか。

14番： 結論としては不許可だと思うのですが、先ほど言ったように、本人さんが出された理由というのが、たったこれだけのことだから、それなら、蜜柑でも植えませんか。何をしませんか、この方法もありますよ。こういうこともありますよ。結論として非農地は認められないということで、指導していくという考えになるから、また、非農地が出されたときに改めて審議するか。

5番： この場合は否決にしておいて、周りの状況もあってまた、改めて申請を出せばダメなのか。

議長： 私としては、今回の今月の結果としては、継続という結論を出して、そして、現場でもここでも意見を出されているように、一応、説明をして来月また審議と、取り下げとなると、また、申請ということになるだろうから。

14番： 事務局としてはどのような考えなのか。

1番： 結果は同じだと思うが。

議長： 一旦、継続審議としなければ、事務局が本人に説明をして、そして、来月の審議で是か非か結論を出す。

5番： 今のこの状況では、是か非は一緒だと思うが。
本人が、それでは取り下げをすればいいということか。それでも、出すということになれば否決という形になると。

14番： 現場としては非農地としては見れないが、石ころが出てくるとなれば、農地にはできない、という段階であって、現場を見れば非農地としては認められないという結論を出した方が、良いかもしれないけれど、今度は周りから出てきたときに、あれが非農地になったとき、出した人の選択はどっちがいいか、ただ、結論として非農地として認めていただきたい。となれば、今の現状を見れば、畑にできるじゃないか、と言われれば。きれいにされているから、一番、難しい問題だと思う。

2番： 一度、不許可にして、また、次ぎ出されたときに許可したと、ということはできるのか。

14番： 委員会として、しっかり説明をしてからの方が良いのではないか。

2番： その時点で、許可か不許可ということ。

事務局： 事務局としては、本人さんに説明はしますけれど、本人さんができることは取り下げしかないのではないのでしょうか。今、現地を見ていただいて、皆さん非農地としては認められない。ということであれば、委員会の決定というのは不許可。いろいろ話が出ます、次に4条なり5条が出た段階で、それをしようとするときに申請を出していただいて、それに基づいて委員会としての判断をすればいいことで、現時点では不許可なのではないかなと事務局は思いますけど。

1 4 番： 結論としてはそうかもしれないが、しかし、現に石ころがあるじゃないか、と言われたときに、現場で話しが出たから、そうなったときに事務局としてのそのような説明をした方が良いのではということ。

事務局： 現地でも農業委員会の判断というのは、石ころは出るけどそれを取り除けば、農地にできるという考えなのではと思います。石が出るから農地、出ないというのであれば非農地として認めれば良いのだから。

5 番： 本人は、まだ、税法上のこととか中間管理機構への貸付けなどの制度を詳しく知らないと思うので、先月も保留にして今月もと、いつまでも引っ張られると良くない考える。だから、見たからに否決なのであれば、今回は、否決にしておいて、事務局がその説明をするなどしたら、それじゃしない方が良く考えられ、今のままで考えられるかもしれないし。

1 4 番： 否決して、次のやり方を指導するというやり方もあるのではないか。

5 番： イエス・ノーをはっきりしとかなければ、どうなっているのかと思われるのではないか。

1 4 番： 申請人が結論を急ぐのであれば、やはり否決して改めてこのような方法がありますよ、と指導する方法も良いかもしれない。

1 1 番： ただ、農業委員会としての判断としては、我々に問われているのは農地ですか非農地ですかということですから、その後の対策というのは事務局で説明するなりして、現地を見てどっちかと言われれば、判断は確かに難しいです。しかし、杉の木が植えてあるから農地にならないか、と言えば重機を持って来れば農地になる。現場でも言いましたが、非常にきれいにしてあるから農地に見えるけど、実際は農地なのかな、と真剣に考えた場合に、私は雑種地なのではと判断します。木であれば上に伸びているから見えるけれど、石ころは中にあるから見えないだけであって、我々農家ですが、あそこで何を作るかと言われれば、現場で話しをしたとおり、蜜柑を植えるか、何かそのような物を植えるしか作物を作ることにはできないと思いますが。私は、農地か非農地かと問われた場合には、あの環境と周辺への影響を考えたら確かに非農地かな、と判断をしているところです。だから、これだけの人間で見たわけですから、会長、まず、農地なのか非農地なのかを皆さんに聞かれて、そのうえでした方が良いのではないのでしょうか。皆さん農地と思ってらっしゃる方の方が多いのか、どうか分からないので。

議 長： 大体、話しが出尽くしたようですが、それでは、皆様、非農地と思われる方、挙手をお願いします。

議 長： はい。ありがとうございました。
大多数が非農地として認めてもいい、ということです。

議 長： それでは、大体、結論が出てきているようですので、採決いたします。議案第 96 号 受付番号 3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 96 号 受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 96 号 受付番号 4 番についてですが、これは同じ案件ですので、非農地として許可ということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： ありがとうございます。

議 長： それでは次に、議案第 98 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

許可申請は 3 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 3 条の許可申請、3 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 98 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 3 番： 13 番、野村です。

議 長： 13 番、野村委員。

1 3 番： この案件は、過去に何回か上がっておりますが、1 月 17 日に譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。現地は 10 ページに地図がありますが、12 月の定例総会で 4 条申請の農業用倉庫の関係につきましては、白線の右側になります。その隣になりまして、下の方、申請と記載されているところが 10 月にあった 3 条申請の申請地です。その田んぼの入口に隣接しており、過去の関係から譲渡人から話しがありまして、今回の申請になっているところでございます。調査の意見としましては、現地は三角畑となっておりブロックで境界がしてあり、面積が 51 ㎡でごく小さい畑となっております。また、隣接する土地は譲受人所有の土地で、何ら問題はないと思われます。皆さんのご審議よろしく願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

事務局： 事務局から資料の訂正をお願いします。譲受人の住所、〇〇となっております、〇〇の間違いでございます。修正方、よろしく願ひします。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 98 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 98 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 98 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 11 ページをお開きください。

(議案第 98 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお
願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

19 番： はい。

議 長： 19 番、溝端委員。

19 番： 1 月 16 日、申請者の方と現地を調査いたしました。現地は、〇〇より〇〇方面へ 1km
程行ったところの左側に小さい神社がありますが、その神社の横を〇〇自治会の方へ登
って行き、30m ぐらいのちょうど高台にあります。その神社の上の方になります。現地
は、2 年前から申請者の方が耕作されておりまして、現在はストレッチアなどが植えられ
ており、周辺もきれいに整理されておりまして。ストレッチアなどは前の方が植えられた
ということで、年数的には 20 年ほど経っていると思われまして。申請者は、この状態で
育てていくということでした。譲渡人は現在、〇〇市に居住されておりまして、今後も
帰って農業をする予定もないということで、今回の運びとなったところであります。申
請人は他の場所で、度々、名前が挙がっておりますが、熱帯果樹等を植えられておりま
して、今は苗を育てる時期で、後々は雇用をされて農業をしていきたいと言われており
ました。今回の 3 条申請につきましては、何ら問題はないと思われまして。審議方をよろ
しくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 98 号 受付番号 2 番について、
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 98 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 98 号 受付番号 3 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 13 ページをお開きください。

(議案第 98 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2 番： はい。

議 長： 2 番、有川委員。

2 番： この農地につきましては、字〇〇というところす。国道から〇〇への町道の脇にあり、現在、きれいに耕耘されておりました。調査の意見については、譲渡人は〇〇の〇〇集落であり、当農地まで遠く、また、会社員でもあり農業従事が困難であるということから、譲受人への所有権移転ということでありす。譲受人は、農地の維持管理に努められるということす、また、周辺の農地等へも影響はないと思われ、何ら問題はないと思ひす。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

事務局： 14 ページの航空写真をお開きいただきたいと思ひす。申請地はちょうど真ん中にあると思ひすが、地図を縮小した関係で、申請地を表す白枠が下にずれておひまして、申請地につきましては、現在、白枠で示しておひすところの真上に同じ形があると思ひすが、そこが申請地となっております。申し訳ありませんでした。

1 4 番： ここは基盤整備がしてありますか。

2 番： 基盤整備はしてあります。

議 長： ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 98 号 受付番号 3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 98 号 受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 99 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 1 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 5 条の許可申請、1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 99 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお

願います。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議 長： 1 番、徳留委員。

1 番： 1 月 20 日に私と武田委員、橋口会長、事務局 2 名で現地調査を行いました。現地は地図でありますように、〇〇より東側に 70m ぐらい行ったところであります。状況としましては、普通水稻が収穫された後で、稲株が残っていましたが、同じ田んぼの南側はきれいに耕耘をされておりました。意見としましては、この申請地の周囲は東側、西側、北側は住宅地であります。南側は同じ敷地の田であります。この田の排水等の敷地も確保されております。また、農業振興地域からも除外されており、何ら問題はないかと思われまます。皆様方のご審議方をよろしく願います。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

2 番： よろしいですか。

議 長： 2 番、有川委員。

2 番： この航空写真で見ますと、申請地の西側にちょっとした空地がありますが、ここが排水路ということですか。

1 番： そうです。2m ほど開けてありました。

2 番： 一枚の田んぼの分筆ということですね。

1 番： そうです。

1 3 番： 事務局に伺いたいが、この申請地の下の方は田んぼですが、申請地の東側には〇〇とかあるわけですが、先ほど農振から除外されていると聞きましたが、この地図で行けばどこまでが農振から除外されているのですか。

事務局： 詳しい資料が手元にはないのですが、航空写真の 24 ページの申請地の南側に〇〇番がありますが、その南側の道路から上の方が除外されていると、道路から南側は農振地内に入っています。

2 番： 〇〇番というのがありますが、〇〇の隣、ここも農振に入っていますよね。

事務局： いいえ、ここは宅地になっております。

事務局： 今、農振の地図を印刷しておりますので、しばらくお待ちいただければ。

1 7 番： よろしいですか。

議 長： はい、富田委員。

17番： この地域は水稲調査で回ったのですが、これは3反の一枚田だったんですよね。それで、農振が除外されているから、こういっては悪いが、ここに家を建てるからいつでも申請をしてもいいんだ。と少し思ったものですから。3反一枚田んぼで今年も水稲が作付けされていたんです。その横もずっと田んぼです。道路を行って十文字のあたりもずっと田んぼで、この辺り田んぼなんです。農振を除外されているから何とも言えないのですが、一枚田んぼをこうして、本人との話し合いでこうされたのでしょうか、ここは非常に良い場所なんです。すみません、少しそのような感想を持ったものですから。ここは一枚田んぼで、水利地帯なんです。これもですが、今は水稲だけですが、この前は葉たばこ農家の方が借りて葉たばこを長い間作られていたところです。地図で行けば申請地の下の方ですが、ポツポツと水稲が植えられているところです。農振除外をされているから、皆さん家を建てたりしていますが、いまでも、何もされていない土地もあります。農振除外されているから、何でもかんでも放り込んで砂を入れたりして、そのままの状態にしているところもあります。

2 番： もったいないところですね。

17番： もったいないところです。
道路を挟んでところも、田んぼに砂を入れてそのままにしてあったり。

2 番： 許可を得ずに建物を建てたり、いわくつきの地域です。

事務局： ただ、許可基準には合致しているんですよね。

15番： 持留ですが、譲受人と譲渡人は親戚関係にありますので、それがあつたんですよね。

議 長： それぞれ意見が出ておりますが、我々の立場として農振除外をする時点で厳しい判断を考慮しておかないと、このような時にこうなってしまう、いろいろな意見が出ますが、やはり農振を除外してしまうとこのように住宅としての申請が上がってきたりですね、様々な転用が出てくるわけですから。

2 番： おまけに、この辺りは排水対策をしていかないと家がどんどん建ってくるわけですから、水がはけずに湿田になったりですね、結構そのようなことがあるみたいですので、気を付けなければいけない。

議 長： 今、住宅地のところは徳留委員から説明があつたように、2m ぐらい開けて残りの田んぼの排水路は設置するという事です。

議 長： 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第99号 受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 99 号 受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第 100 号 非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 25 ページをお開きください。

今月の非農地証明願いに係る証明の申請は 1 件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第 100 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 2 番： 溝田です。

議 長： 12 番、溝田委員。

1 2 番： 1 月 20 日に私と会長、事務局 2 名の 4 名で現地調査をしました。現地の状況ですが、字〇〇番は、〇〇集落の〇〇公民館の西側 30m ほど入ったところで、西側が墓地、残る 3 方は山林化しており、この申請地も 30 年ほど前から山林化ということです。それからもう一つ、字〇〇番については、地図でもありますが、〇〇坂の登り付く手前に位置しますが、道路改修の時に畑の真ん中を道路が通り、元々崖の下に畑があったわけですが、現在はその一部が畑とは言い難い荒地ですが、道路の下の方は法面と絶壁になっております。調査の意見としましては、2 筆とも農地に戻すことは困難ではないかと思えます。申請人は〇〇在住で本町に帰る意思がないということで、将来的には代理人の〇〇市に在住の方に譲りたいということで、非農地の申請をされたということです。以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

事務局： 補足説明をさせていただきます。26 ページをお開きください。記載されております地目の方ですが、〇〇の方は登記簿が畑、現況が山林、〇〇の方が登記簿、現況ともに山林となっております。これにつきましては、全部事項証明から記載しておりますが、申請人の代理人の〇〇さんが〇〇の法務局を訪ねて、地目変更をしたいと申し出たところ、2 筆とも非農地証明をもらってきてください。ということを言われたと申されておりました。ですから、こちら事務局としましては 1 筆が山林ですから、こちらについては非農地証明の必要はない旨を説明させていただいたのですが、法務局から 2 筆とも言われているからと、申出人がおっしゃられますので、本日、登記簿、現況ともに山林の 1 筆についても提案させていただいたところです。申請書については、全部事項証明が 2 段書きになっておりまして、上段が畑、最新の分が山林となっております。申請時に誤って山林と記載されたものです。全部事項証明の最終地目は山林となっております。

1 4 番： 結局、道路を作ったときに地目変更をしてなかったということ。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 100 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 100 号受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 101 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 30 ページの議案第 101 号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 101 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

議 長： 2 番、3 番の賃借料ですが、〇〇地区については田んぼの賦課金はどれくらいですか。

1 6 番： 〇〇地区については、決めていないが、中山間事業の方で賄っていますので、今のところ、郡はありません。

議 長： 賦課金があれば少々、安い感じがしたので。

1 6 番： 以前は、〇〇円くらいでしたが。

議 長： ご意見等、ございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 101 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 101 号は承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

事務局： 先ほどの 5 条申請の関係で説明をさせていただきます。

(図示で説明)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、事務局が発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②農地利用意向調査の概要について
③行事予定について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 29 年 1 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員